２０２７年国際園芸博覧会 ウーマンズ・ウィークの企画運営等に係る業務委託
プロポーザル実施要領

（趣旨）

第１条　２０２７年国際園芸博覧会 ウーマンズ・ウィークの企画運営等に係る業務委託の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続等については、公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会プロポーザル実施事務要領（以下「実施事務要領」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第２条　実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

⑴　当該事業の概要等
⑵　プロポーザルの手続き
⑶　プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
⑷　評価委員会及び評価に関する事項
⑸　その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第３条　提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

⑴　業務実施体制
⑵　予定技術者の経歴等
⑶　予定技術者の同種・類似業務実績
⑷　提案内容
⑸　見積書
⑹　持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）
⑺　その他当該業務に必要な事項

（評価）

第４条　プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

⑴　業務実施体制
⑵　提案内容
⑶　ヒアリング
⑷　業務遂行能力
⑸　ワーク・ライフ・バランスに関する取組等

２　プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
３　提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
４　特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）
第５条　評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。
⑴　評価項目（着目点含む）及びそのウエイト並びに評価基準の確認
⑵　提案書の評価
⑶　ヒアリング
⑷　評価の集計及び報告
２　委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
委員長　　総務部 総務課長
副委員長　企画調整部 企画調整課 課長
委員　　国際部 国際課 課長
環共創造部 環共創造課長
テーマ催事部 テーマ催事課 課長
３　委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
４　評価委員会は、委員の５分の４以上の出席がなければ開くことができない。
５　委員が欠席した場合、その委員の評価点は無効とし、委員会に出席した委員のみで評価を行う。
６　委員長は、評価結果を公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会 入札参加資格審査・業者選定第２委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

（評価結果の審査）
第６条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。
⑴　評価委員の採点が適正に行われたこと
⑵　評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
⑶　評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
⑷　特定、非特定結果通知書に記載する理由
⑸　その他必要な事項

附　則
この要領は、2026 年 11 月 25 日から施行する。